

淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定について

1 現状

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例（平成 6 年条例 42 号）第 7 条の 2 の規定に基づき「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を平成 17 年 3 月に策定。

ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方の一つとして位置づけ、取組を進める。

指針の位置づけ	福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他必要な事項に関する指針。 ユニバーサルデザインの考え方を様々な場面で浸透させ、みんなの参加と協働による一体となった取組みを主体的に進めるためのもの。							
指針の性格	県においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示した総合的な取組方針。 市町、県民、事業者、民間団体にあっては、現状や課題、それぞれに期待される役割などについて、県と共通の理解、認識を持ち、連携してユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドライン。							
基本目標	すべての人が個人として互いに尊重し合い、 等しく社会に参加し、家庭や地域社会でいきいきと生活できる ユニバーサルデザイン社会をみんなで実現							
基本姿勢および視点	だれもが自分のこととして考え、「みんなで取り組む」ことを前提とする。 【2つの基本姿勢】 <table border="1"><tr><td>「はじめから」の発想</td><td>・すべての人の利用を想定 ・環境との共生</td></tr><tr><td>「終わりなき」取組</td><td>・過程と継続の重視 ・参加と協働による推進</td></tr></table> 【3つの視点】 <table border="1"><tr><td>だれにとっても簡単</td><td>だれにとっても安全</td><td>だれにとっても快適</td></tr></table>	「はじめから」の発想	・すべての人の利用を想定 ・環境との共生	「終わりなき」取組	・過程と継続の重視 ・参加と協働による推進	だれにとっても簡単	だれにとっても安全	だれにとっても快適
「はじめから」の発想	・すべての人の利用を想定 ・環境との共生							
「終わりなき」取組	・過程と継続の重視 ・参加と協働による推進							
だれにとっても簡単	だれにとっても安全	だれにとっても快適						

【これまでの主な取組】

指針「これから目指す方向」		主な取組
だれもが取り 組むユニバー サルデザイン	継続的な理解促 進	○啓発パンフレット「ぬくもりのまち」の発行 ○だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議の開催による関係団体での意見交換・情報交換
	学びの場づく り、ひとづくり	○一部の小・中学校において、総合的な学習の時間や社会科の時間などにおいて、ユニバーサルデザインについて学ぶ取組の実施 ○ユニバーサルデザイン出前授業の実施 ○教員対象講座の開催 ○高齢者疑似体験、車いす体験の研修
だれもが暮ら しやすいまち づくり	利用しやすい施 設	○公益的施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮した整備 ○県立施設の環境整備、ユニバーサルデザイン化整備 ○建築設計面でのユニバーサルデザイン普及に向けた設計マニュアルの啓発 ○「淡海ユニバーサルデザイン点検プログラム」を活用した、利用者の視点による継続的な施設チェックの普及啓発 ○車いす使用者等用駐車場利用証制度の導入、車いす優先区画駐車場・思いやり区画駐車場の設置 ○施設改修にあたっての当事者との意見交換の実施
	移動しやすいま ち	○歩道のバリアフリー化、県歩道整備マニュアルの作成 ○視覚障害者用付加装置設置信号機や歩車分離信号機の整備 ○県内鉄道駅のバリアフリー化整備 ○市町バリアフリー基本構想の策定推進
	快適に過ごせる 住まい	○公営住宅のバリアフリー化、エレベーター設置 ○住宅のバリアフリー化に向けた情報発信、相談体制の整備
だれもが使い やすいものづ くり	製品開発	○福祉用具の改造・製作、貸出等 ○障害のある人に配慮した製品の開発支援
	製品の利用促進	○ユニバーサルデザイン製品の情報提供、展示
だれもが満足 できるサービ ス・情報の提 供	「もてなし」の 心のこもったサ ービスの提供	○ヘルプマークの普及啓発 ○ユニバーサルツーリズムの推進 ○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたイベントの開催
	わかりやすい 情報の提供	○ホームページのユニバーサルデザイン化 ○広報誌の点字版、音声版の作成 ○手話と字幕による情報番組の放送 ○リーフレットなどの印刷物への音声コードの付記 ○手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣、点訳・音訳ボランティアの養成

2 課題・背景

(1) ユニバーサルデザインの考え方による取組は道半ばであり、未だ社会にはバリアが多く存在する。

(例)

○ ユニバーサルデザインに接する機会が少なく、まだまだユニバーサルデザインへの理解が広がっていない。
○ 施設の整備や事業の実施そのものに重点がおかれ、その後の機能の維持評価や見直しが不十分で、改善やサービスの向上等が継続して行われていないものが見受けられる。
○ 施設の整備、イベントなど事業の実施、施策の策定などにあたって、その企画、立案などに県民が参画し、意見を反映させる機会が十分あるとは言えない。
○ 個々の施設の単体的な整備に重点がおかれていて、利用者が移動する視点からの施設と施設をつなぐ連続した整備や、一体的な整備への配慮が十分でない場合がある。
○ 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に定められた整備基準は必要最低限のものであるにもかかわらず、施設の設置者には、それに沿った整備をすれば十分であるという意識が見受けられることがある。
○ 既存の施設では、だれもが使用することに配慮されていないなど、改善の余地のあるものがある。
○ 利用者の使い勝手や維持管理への配慮が不十分なために、施設や設備が活かされていない場合がある。
○ 視聴覚障害者をはじめとする様々な利用者にとって、必要な情報が分かる形で提供されていないことがある。

(2) 条例改正や行動指針策定から 14 年が経過し、状況の変化を踏まえた内容に見直す必要がある。

- ① 人口減少や少子高齢化、国際化、価値観の多様化など急速に進む社会情勢の変化
- ② 国の制度改正、取組
- ③ 「障害の社会モデル」、SDG s の考え方

(3) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例による取組の推進

3 改定検討における視点 (例)

- 本県のユニバーサルデザイン推進にあたって、新たに取り入れるべき考え方について
- ユニバーサルデザインへの理解を広め、深めるために、必要な取組について
- 施策の策定や取組にあたって、その企画、立案などに、当事者をはじめとした県民が参画し、意見を反映させる仕組みづくりについて
- 取組の評価や見直し、改善やサービスの向上等が継続して行われるための仕組みづくりについて

4 検討体制

(1) 滋賀県社会福祉審議会

- ・県社会福祉審議会にユニバーサルデザイン推進検討専門分科会を設け、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定素案について調査審議する。

(2) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議

県内の福祉団体、建築団体、地域団体など 120 の関係団体で構成され、福祉のまちづくりの普及、啓発、情報交換等に取り組んでいる団体。

現状や課題、必要な取組等について意見交換を行う。

(3) 庁内連絡調整会議、全所属ユニバーサルデザイン推進員

課題の共有、部局横断的な連携を図る。

5 改定スケジュール（予定）

令和2年2月	滋賀県社会福祉審議会への諮問、専門分科会の設置
令和2年2月	第1回ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会の開催 <ul style="list-style-type: none">・会長の選出、会議の進め方について・現状と課題について意見交換
令和2年3月～6月	ユニバーサルデザイン推進検討専門分科会の開催（3回程度）
令和2年6月	滋賀県社会福祉審議会 <ul style="list-style-type: none">・答申内容の決定、答申

令和2年7月から、策定作業を進め、県民政策コメントの実施、市町等への意見照会を経て、令和3年2月に指針改定（案）を策定し、令和3年3月に改定を行う。